

## 平成30年度 第2回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 平成30年5月21日(月) 午後1時30分～午後2時00分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主査 井上 瞳

5、議事日程



第1 議事録署名人の指名

第2 議案第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

## 平成30年度 第2回播磨町農業委員会

日時：平成30年5月21日

開会 午後1時30分

- 議長 ただいまから平成30年度第2回播磨町農業委員会を始めます。  
本日の出席委員は10名中10名でございます。全員出席でございます。会議は成立でございます。次に、本日の議事録署名委員ですが、3番の日和佐委員と4番の井澤委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、これより議案目録に従い、議事を始めたいと思います。議案第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の方の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 はい、ありがとうございました。それでは、現地調査をしていただきました三宅委員さんの御報告をお願いいたします。
- 三宅委員 場所は4ページの真ん中あたり、の南側になります。これは前回出ていましたけれども、あと残った213平米の、斜線部分です。写真は1ページの一番上です。草が生えて青くなっているところの部分です。前回の部分、左側に写っていますけれども、集合住宅が建っています。今回はグリーンの草の生えている部分です。後ろに写っているのはです。一つの田んぼのうちの残りということで、検討よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 説明、報告は終わりました。委員の皆さん方で、御意見・御質問がありませんでしょうか。
- 梅谷委員 結構です。
- 議長 質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理す

ることに決定をいたします。次に、報告第2号「相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと」を議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、1番と2番を現地調査していただいた日和佐委員の報告をお願いします。

○日和佐委員 地図は7ページになります。場所はこの田んぼのずっと西の方に■■■■■というところがありまして、この方が、この■■■■■の人の息子さんがここの先住者になっております。それまでは■■■■■さんがやっておられましたけれど、今、息子さんが継いでいるみたいです。この田んぼですが、水稻を今年もやるそうですけれども、青田刈りでこの■■■■■で使うしめ縄づくりで青田刈りされております。今年も青田刈りするそうです。以上です。

○議長 大きな土地ですね。

○日和佐委員 はい、1, 153平米ぐらいあります。

○議長 説明、報告は終わりました。皆さん方のほうで、何か御質問ございませんか。

○梅谷委員 これ税務署からの依頼ということで、税務署にしても全て農業委員会に一任しますということだと思っております。だから、農業委員会が承認を出せば、全て承認になります。税務署の中で、田んぼに関しては見に来ないですから。最初に税務署の方で判断して、あとの中間や最終を農業委員会の方で見るというのは良いと思うのです。最初の一回足を運んでもらいたいですね。はっきり言わせて、この田んぼ自体もさっき日和佐さんの方から説明のあったように■■■■■さんのおそらく作っているだろうと思うのです。

相続人さんが耕作しているということですね。

○日和佐委員 いや、息子さんがしていて、■■■■の方の応援という形ではやっています。

○梅谷委員 税務署の方から最初の一回見に来て、自分で判断してその後については農業委員会の方で判断しますだと良いのですけれどね。だから、今回のように息子さんが田んぼは自分ですいていますということだったのですけれども、つくったりしているのは■■■■になりますね。だから、そこら辺の判断はなかなか難しいと思います。僕個人としては農業委員会の一任ということなので承認ですが、税務署の方で初めくらいは実際に田んぼを見てほしいですけれどもね。

○議長 今、梅谷委員がおっしゃったように、最初は見たいということですが、■■■■さんが亡くなられたから息子さん変わったということの書類ではないのですか。

○事務局 その書類ではなくて、納税猶予の期間が20年で終わるということで田んぼを農地として管理されているか確認するためのものです。

○日和佐委員 これが草ぼうぼうとか、木が生えているだとまずいのですけれども、ずっと耕作やられているので問題ないと思います。

○議長 ■■■■さんが亡くなられたというのは、関係ないですね。

○日和佐委員 関係ないですね。

○事務局 そうですね。

○日和佐委員 納税猶予がきれるということで調査がきているので、死亡とは関係ないです。たまたま亡くなったとうことですね。

○井澤委員 死亡した時点で20年経っていなくても、納税猶予はそこで終了

するのではないのですか。

○福壽委員

そうそう、終了ですよ。

○三宅委員

■さんが3月11日に亡くなって20年たっていないという話ですか。

○梅谷委員

おそらく、経っていないのではないですか。途中で亡くなったので、そこで切りますということだと思います。

○議長

■さんが亡くなったので、息子さんが納税猶予の対象者として効力が生じますよという書類ではないということですね。

○日和佐委員

それではないみたいです。これから親族が集まってどうしようかという話はまだ決まっていなみたいです。

○議長

権利者は、亡くなっている人の名前でも権利者になるのですね。

○事務局

そうです。権利者は■さんで、備考に○月○日に亡くなって、今は○○が管理していると記入して報告してくださいと税務署の方に言われました。

○議長

では、次に3番と4番、調査していただきました井澤委員さんの報告をお願いします。

○井澤委員

地図は8ページと9ページです。写真については1ページの一番下と2ページです。まず、8ページをご覧くださいと思います。■の場所ですが、城池の西側で、県の■、城ノ宮団地城の■に隣接したところ。■の東側に当たります。写真は1ページの一番下でして、ちょうどすいてきれいにならされた状態で、農地としてあります。

次に9ページをご覧くださいと思います。これは、■のちょうど西側、■さんの■さんの家の前にある畑で

す。現況は、写真の2ページをご覧くださいますと、畑の部分がほとんど見えなくて、大きな木の陰に隠れてしまっている状態なのですが、この木はキンモクセイです。それ以外にこの土地には樹木としてはつつじやアジサイ、それから、柿とかかりん、梅とピワが植わっております。それでちょうど畑の部分、見えにくいのですが、大きな木の陰で真ん中あたり、それから表面積全体から見れば、畑のつくれる部分が約半分くらいじゃないかと思うのですが、そこに夏野菜等が植わっております。それで耕作は権利者が自らしておられて、これからも農地として利用するということですので、特に問題ないかと思しますので、御審議の方、よろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。説明、報告は終わりました。委員の皆さん方で、御意見等ございませんでしょうか。

○梅谷委員 一番下の写真で、木が生えていることについても別に100坪以内だったら問題ないと思います。

○井澤委員 地上げはしておらず、全体が畑です。その中に樹木と夏野菜等が植わっているというかたちです。

○議長 630平米の中に樹木も含まれているということですね。

○井澤委員 そうです。畑に果樹等が植わっているのです、それも畑だと思うのですけれど。

○日和佐委員 地上げはしていませんね。

○井澤委員 地上げはしてないです。

○議長 おっしゃるところの一番大きな木がキンモクセイですね。

○井澤委員 その手前に大きく写っているのがキンモクセイなのですけれど

も、大きな木としてはビワもちょうど反対側に大きく育っていますし、梅とか果樹関係が植わっております。

○議長                   ここは市街化区域ですよね。

○井澤委員           市街化区域です。

○議長                   他にございませんか。

それでは採決を行いたいと思います。原案のとおり報告することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長                   ありがとうございます。全員挙手ということで、報告第2号は原案のとおり加古川税務署に報告することといたします。

○議長                   以上で、本日の予定しておりました議案は、全て終了いたしました。次回は6月20日開催予定です。また、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

上記のとおり、会議録を調整する。

平成 30 年 5 月 21 日

議 長 澤田 秀隆

---

議事録署名人 日和佐 修

---

議事録署名人 井澤 信良

---